

経済要録

国 内

◆インター銀行市場における国内円ベース・TIBIDの公表開始について

一部の民間情報提供会社では、昨年10月初より国内インター銀行市場のレファレンスレートとして、オファーレート（資金の出し手希望レート）を集計した国内円ベース・TIBOR（Tokyo Interbank Offered Rate）の公表を行っているが、5月1日以降、これに加えビッドレート（資金の取り手希望レート）を集計した国内円ベース・TIBID（Tokyo Interbank Bid Rate）の公表を開始した（オファー・ビッド両レート＜無担保コール取引の1～12か月物＞は、毎日午前11時現在で各金融機関が提示したもの）。

◆インター銀行市場における翌日物、オーバーナイト物等の発表レートの変更および1/100%刻み取引の併用について

短資協会は、5月11日、有担保コール・翌日物、無担保コール・オーバーナイト物（トムネ、スプネを含む）および有担保・無担保の期間1週間未満の取引の指標レートの公表方法について、従来の「取引額が最大の取引レート」から「取引額によりウエイト付けした加重平均レート」に変更することを発表した（5月16日約定分から変更）。

また、短資会社各社は、有担保コール・翌日物、無担保コール・オーバーナイト物および有担保・無担保の期間1週間未満の標準的な取引

レートについて、6月1日より、従来の1/32%刻みに加え、1/100%刻みを併用することとした。

なお、この結果、すべてのインター銀行金利について、1/32%および1/100%刻みが標準的な表示形式となった。

◆金融制度調査会・金融機関のディスクロージャーに関する作業部会の報告書について

金融制度調査会（大蔵大臣の諮問機関）の金融機関のディスクロージャーに関する作業部会は、5月15日、「金融機関の資産の健全性に関する情報開示範囲の拡大について」および「金融機関のデリバティブ取引の情報開示について」の2つの報告書を発表した。両報告書の概要は以下のとおり。

I. 「金融機関の資産の健全性に関する情報開示範囲の拡大について」

1. 開示範囲拡大の必要性

(1) 金融機関は金融システムの中核として高い公共性と社会的責任を有していることに鑑み、経営情報の開示を通じて国民からの理解と信頼の確保を図るとともに、自己規制により経営の健全化に努めることが求められている。また、預金者等が自己責任に基づき預託先を選ぶ前提としても十分なディスクロージャーが要請される。

- (2) 平成4年12月の中間報告の線に沿って、平成5年3月期から都銀、長信銀、信託の破綻先債権額及び延滞債権額並びに地銀、第二地銀の破綻先債権額の開示が始まってから2年近くが経過し、この開示内容は順調に定着しつつある。
- (3) 金融制度改革の実施、預金金利自由化の完了等金融自由化の一層の進展、先般の二信組の処理を巡る議論や経済のグローバル化の進展に伴う内外の関心の高まりを通じて金融機関の経営の健全性に関する情報の一層の開示の要請が高まっており、金融機関はこれに応えて開示範囲の拡大を図る時期にきている。

2. 開示事項等

- (1) 都銀、長信銀、信託、農中、商中、全信連においては、破綻先債権・延滞債権に加え、金利減免等債権（経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るために当初の約定条件を変更して金利減免、棚上げ等の措置を講じた債権）の金額についても開示することが望ましい。

ディスクロージャーは、本来自主的に行われるべきものであり、金利減免等債権は元本の回収が前提となっており、破綻先債権、延滞債権とは性格を異にすることから、金融機関に一律に開示を求めるのでなく、各金融機関の自発的な開示として行われることが望ましい。

具体的な開示に当たっては、金融機関の経営の健全性を判断する見地から金融機関の現在及び将来の収益に影響を与える債権を開示するという、金利減免等債権の開示

の趣旨に沿って検討する必要がある。また金利減免等債権は貸付先の個別の事情によりその実態が日々であり明確な範囲の確定が困難であることから、開示に当たっては最低限の比較可能性を確保する必要がある。この観点から、少なくとも、調達金利以下の水準にまで金利が引き下げられて収益圧迫要因となっている債権として、約定条件改定時における各金融機関共通の資金調達金利でもあるその時点の公定歩合以下の水準にまで金利を引き下げた金利減免等債権額は開示することが望ましい。

- (2) 地域金融機関（地銀、第二地銀）においても、少なくとも、海外支店・海外現地法人を設けて銀行業を営んでおり国際的にも経営の透明性確保の要請が強い金融機関については、従来の破綻先債権額に加えて延滞債権額の開示を行うことが望ましい。
- (3) 開示範囲の拡大については、平成8年3月期から実施されることが望ましい。

3. 協同組織金融機関について

協同組織金融機関も一定の限度内では員外利用が認められており、預金受入金融機関として我が国信用システムの構成要員であり、その預金も預金保険の対象となっており、破綻の影響は広く他の金融機関及びその預金者にも及ぶ。このため、経営情報の開示の拡充により自らの行動を規正し経営の健全性確保に努める必要がある。さらに、金融制度改革法の施行により協同組織金融機関の業務範囲が拡大し員外者との取引の更なる増加が見込まれる他、他業態におけるディスクロージャー

も順調に定着しつつある。

したがって、協同組織金融機関についても、その実態に即して経営の健全性に関する情報の開示を行う必要がある。協同組織金融機関の実態は多種多様であり、組合員・会員の同質性、事業地域の広域性、事業規模、員外者の利用可能性等を踏まえて開示範囲、開示方法、開示態様等について検討を行い、平成8年3月期には協同組織金融機関の実態に即した資産の健全性に関する情報の開示が行われるようにする必要がある。

4. 自主的開示の重要性

ディスクロージャーは本来各金融機関により自主的に行われるべきものである。本報告で示した事項は最低限の目安であり、各金融機関が自主的な判断でこれを超える開示を行うことは積極的に評価されるべきことからである。金融自由化時代におけるディスクロージャーの意義を踏まえた積極的な対応により、本報告で示した開示範囲の拡大を図るとともに、更にディスクロージャーの拡充に努め、できるだけ早期に金融機関の実態に即した十分な開示が実現することを期待する。

5. おわりに

(1) 金融機関の経営の健全性については、いわゆる不良債権等の額のみに着目するのではなく、破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権、それぞれの債権の性格の違いも勘案した総合的かつ冷静な分析・議論が必要である。

(2) いわゆる不良債権等の処理を早急に進めていくとともに、こうした処理を円滑に行

うための環境整備に引き続き努める必要がある。

II. 「金融機関のデリバティブ取引の情報開示について」

1. 情報開示の拡充についての基本的考え方

(1) デリバティブ取引には、金融機関を含めた市場参加者に有益なリスクヘッジ手段を提供する等の経済的有用性があり、その取引量は近年急速に増加している。

(2) デリバティブ取引に係るリスクは、その種類や性格において伝統的な金融商品に内在するリスクと変わるものではないが、商品によってはリスクが複雑に絡みあっているものや、価格変動幅が大きいものもあるため、十分な理解と管理のもとで行われなければ不測の損失につながる可能性がある。

また、デリバティブ取引に係る情報の多くは財務諸表に記載されない、いわゆるオフバランスとなっているため、金融機関の取引相手、株主等の利害関係者はその取引実態等を的確に把握することが困難となっている。

(3) しかしながら、デリバティブ取引は様々な創意工夫の下に行われるものであるため、リスク管理が難しいことのみを理由として取引の在り方を一律に規制することは必ずしも適当ではない。

むしろ、デリバティブ取引の健全な発展のためには、主要な市場参加者である金融機関にリスク管理体制の早急な確立を促すとともに、ディスクロージャーによってデ

リバティップ取引の透明性を高め、市場によるチェック機能を活用することが重要である。また、ディスクロージャーには、金融機関の自己規正を促し、リスク管理体制・手法を向上させるインセンティブを与えるという効果もある。

(4) 翻って、我が国の現状をみると、比較可能性や評価の客観性等が重視されてきたこと等もあり、現行の開示基準がカバーする範囲は、客観的な相場のある取引所に上場された先物・オプション取引の時価情報等に限定されている。

他方、欧米諸国的主要な金融機関における開示状況をみると、取引所に上場されたデリバティップ取引に加え、スワップ等の店頭取引商品も含めたデリバティップ取引全般について、想定元本額、時価（公正価値）情報及び金融機関が基本的に管理すべき信用リスク等のリスクに関する情報の開示も行われている。

(5) こうしたことから、近年特に拡大しているスワップ等の店頭取引商品を含め、以下に述べるようにデリバティップ取引全般に係るリスクに関する情報等の開示の拡充が必要である。

2. 開示すべき取引の範囲

海外の子会社等で行われている取引を含め、デリバティップ商品全般（先物、先渡、オプション、スワップ及びこれに類する取引）に拡大することが適当である。

3. 開示すべき情報

(1) 定量的情報

イ. 想定元本額

想定元本額は、デリバティップ取引において受取・支払利息等を決定するために用いられる名目上の元本を意味し、それ自体は必ずしもリスクの大きさを示すものではないが、デリバティップ取引の取引規模を示す代表的な指標であること等から、これを開示項目とすることが適当である。

ロ. 信用リスク

一般に、金融取引における信用リスクは取引の相手方にデフォルトが生じた場合に被る損失として把握することが可能であり、デリバティップ取引においては、その時点で同額のキャッシュフローを新たに構築するためのコスト（再構築コスト）として計測されるのが一般的である。

信用リスクは、清算機関が介在する上場取引の場合はともかく、それが店頭取引である以上、金融機関はデリバティップ取引を行っていく上で把握すべき基本的なリスクの一つであり、金融機関経営に影響を与える要因を示す情報として開示することが適当である。

信用リスクに関する開示情報としては、本来、再構築コストが望ましいが、邦銀のリスク管理体制の現状からすると、システム上、定期的に再構築コストを計測できる体制が整備されている金融機関は限られている。このため、現在自己資本比率に関する国際統一基準において暫定的に使用が認められているオリジナル・

エクスポート方式による開示も当面併用することとし、同方式の廃止とともに再構築コストによる開示に統一することが適当である。

ハ. マーケットリスク

マーケットリスクとは、一般に、金利や為替、株価等の変動によって、債券、株式、外為ポジション等に生じうる潜在的な損失を意味し、信用リスク同様、デリバティブ取引において適切に管理されるべき基本的なリスクの一つである。

マーケットリスクの測定方法には、様々な手法があり、またその技術は日々進歩していること等から、現時点では信用リスクの開示に比べ国際的に統一性のある開示が行われているとは言い難い。

また、マーケットリスクに関する情報は、現在、米国においても任意開示項目とされていることから、当面は任意開示項目とすることが適当である。ただし、現在バーゼル銀行監督委員会で検討が行われているマーケットリスク規制が導入されると、国際統一基準適用行は直面するマーケットリスク額を計測し、これに見合った自己資本を保有することが求められることになる。

したがって、マーケットリスク規制導入後は、少なくとも国際統一基準適用行は、同基準に基づいて計測したマーケットリスク額を開示項目とすることが適当である。

ニ. 公正価値（時価）

金融機関の取引のうち、市場価格の変

動を利用して収益をあげることを目的に短期的に売買を繰り返すトレーディング取引については、その性格からしても、また適切なリスク管理を行う上でも、公正価値（時価）によるリスク等の把握が必要不可欠である。また、今後、マーケットリスク規制が導入されると、所要自己資本の算出に当たり、トレーディング勘定についてはデリバティブを含む全ての金融商品の公正価値（時価）を算出することが求められる。

したがって、マーケットリスク規制導入後は、少なくとも国際統一基準適用行は、トレーディング勘定についてその公正価値を開示することが適当である。

（2）定性的情報

上記イ～ニのような定量的情報が情報の受け手にとって有意義なものとなるためには、定性的な情報によって定量的情報の意味するところを補完する必要がある。

具体的には、以下のようない点について言及することが適当である。

- ① 定量的な情報に関する補足説明
 - イ. 信用リスク・エクスポートや公正価値等を計測するために利用した方法
 - ロ. 各種のリスクの性質に関する説明等
- ② 実際に取り扱っているデリバティブ商品の説明
 - イ. 取扱商品の内容の説明
 - ロ. 取扱商品に係る各種リスクの内容の説明等
- ③ デリバティブ取引に対する取組姿勢等の説明

- イ. デリバティブ取引の取組状況、利用目的
- ロ. 各種リスクに対する管理体制等

4. 開示を行う際の項目分類等

金融機関のリスク管理の実態に即し、想定元本額、信用リスク等を例えば商品種類別等に区分して開示する必要がある。

5. 開示の手段・媒体

デリバティブ取引の特性等からして開示の内容に弾力性を持たせることが重要であること等から、当面は、金融機関毎のディスクロージャー誌において開示することが適当である。

6. 自主開示の重要性等

(1) 開示内容については、比較可能性の確保ということも忘れてはならない視点であり、各金融機関を通じて共通かつ必要最小限の開示範囲を示すものとしての全銀協の統一開示基準等については段階的な拡充が必要であろう。

(2) しかしながら、金融機関のディスクロージャーは、本来各金融機関において自主的に行われるべきものである。本報告書で示した開示範囲は最低限の目安であり、各金融機関が自動的な判断でこれを超える開示を行うことは、ディスクロージャーの意義を踏まえた対応として積極的に評価されるべきことがらである。特に、デリバティブ取引のようにそのリスク管理手法等の技術進歩の著しい分野においては、統一的な開示基準に沿って一律に求められた事項を開示するだけでなく、ディスクロージャーの本旨に即して各金融機関がそのリスク管理

手法や計測手法等に応じて開示内容の独自性を發揮していくことが望まれる。

(3) なお、デリバティブ取引は日進月歩の状況にあり、取引形態も急速に変化しつつあることから、リスク管理の在り方や情報開示の在り方も自ずから変容を迫られることになる。したがって、デリバティブ取引の情報開示の在り方については、今後、本報告を踏まえた開示の定着状況、諸外国における開示状況の進展等を踏まえ適宜見直していく必要がある。

◆大蔵省、金融機関の信託銀行子会社参入についての方針を発表

大蔵省は、5月17日、金融機関の信託銀行子会社参入についての方針を発表した。その内容は以下のとおり。

1. いわゆる金融制度改革法が施行されて2年が経過したが、これまでの間、金融機関の証券子会社16社、金融機関及び証券会社の信託銀行子会社7行が営業を開始し、当初より業態別子会社の設立を希望していた金融機関については、証券子会社、信託銀行子会社のいずれか優先する子会社による参入が完了したところである。

2. このうち、信託銀行子会社については、平成5年10月に当初の参入が行われているが、その後の参入については、平成4年12月に公表した「金融制度改革実施の概要について」において、「制度改革の趣旨、改革実施後の状況、市場の状況、経営に与えている影響等を勘案しつつ、当初参入から概

ね1年程度を目途として更に検討していくこととされている。

3. こうした状況等を踏まえ、既に証券子会社による証券業務への参入を行っている金融機関の信託銀行子会社による信託業務への参入については、次のように対処することとする。

(1) 参入を行うに相応しい財産的基礎や適正に業務を遂行する能力を有する者については、その参入希望を尊重し、平成7年度中に参入が実現するよう具体的な手続を進める。

(2) 参入に当たっては、一時期の過度の参入により市場に混乱をもたらすことのないよう、秩序立った参入を認めていくものとする。

◆平成7年度一般会計第1次補正予算および財政投融資計画追加について

平成7年度一般会計第1次補正予算案および財政投融資計画追加案は、5月15日の閣議決定を受けて同日開会の通常国会に提出され、5月19日に成立した。概要は以下のとおり。

平成7年度一般会計第1次補正予算案

(単位 億円)

		増減(△)額	
歳 入	1.税	収	△ 1,380
	2.税 外 収	入	381
	3.公 債	金	28,260
	(1) 建 設 公 債	債	22,622
	(2) 特 例 公 債	債	5,638
	合	計	27,261
歳 出	1.地 方 交 付 税 交 付 金		0
	(1) 減 稅 に 伴 う 減 収 見 合	△	378
	(2) 特 例 措 置 に よ る 追 加		378
	2.阪 神 ・ 淡 路 大 震 災 等 関 係 経 費		14,293
	(1) 災 害 救 助 等 関 係 経 費		473
	(2) 災 害 廃 棄 物 处 理 事 業 費		1,282
	(3) 公 共 事 業 費 等 の 追 加		10,770
	(4) 災 害 関 連 融 資 関 係 経 費		1,225
	(5) そ の 他		543
	3.緊 急 防 災 対 策 費		7,900
	4.科 学 技 術 ・ 情 報 通 信 振 興 特 別 対 策 費		3,205
	5.円 高 対 応 中 小 企 業 等 特 別 対 策 費		703
	6.輸 入 促 進 関 係 経 費		588
	7.規 制 缓 和 関 係 経 費		28
	8.緊 急 犯 罪 対 策 費		338
	9.国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入		206
	合	計	27,261

平成7年度財政投融資計画追加案

(単位 億円)

原資内訳	産業投資特別会計 資金運用部資金	追加額	
		17	5,518
	合 計	5,535	5,535
運用先別内訳	国営土地改良事業特別会計	14	
	国有林野事業特別会計	12	
	住 宅 金 融 公 庫	5,206	
	日 本 開 発 銀 行	17	
	社会福祉・医療事業団	238	
	農 用 地 整 備 公 団	3	
	森 林 開 発 公 団	9	
	日本国有鉄道建設公団	26	
	水 資 源 開 発 公 団	10	
	合 計	5,535	5,535

◆金融制度調査会の基本問題検討委員会の報告書について

金融制度調査会の基本問題検討委員会は、5月26日、報告書「金融仲介機能の新たな展開への対応」を発表した。同報告書の概要は以下のとおり。

序

(1) 金融システムは経済社会活動の基盤である。自由化、グローバル化、情報化が進む中で多様化・高度化する金融ニーズに的確に対応できる自由で効率的な金融システムを構築し、利用者利便の向上を図るとともに、その国際競争力を強化していく必要がある。

(2) 金融機関の情報生産・リスク管理能力を活かした金融ニーズの多様化・高度化への対応の一例である債権流動化、デリバティブ取引は、何れも金融リスクの増大に対し、異なるリスク選好を持つ経済主体間の取引を通じて社会全体として最適なリスクシェ

アリングを実現するという側面を有している。このような新たな業務について、国際的に見ても高度な金融サービスの開発・提供を行い、利用者ニーズに的確に応えていくためには、できる限り従来の枠組みにとらわれずに発展させていくことが我が国の金融システムの国際競争力確保の観点から重要ではないかとの視点に立って検討を行った。

(3) 金融機関の基本的役割は金融仲介機能と決済機能であるが、本報告においては金融仲介機能に焦点を当て、その新たな展開について展望した。

第1章 金融を取り巻く環境の変化と金融仲介機能の新たな展開

第1節 金融を取り巻く環境の変化

我が国経済の課題である経済構造の転換の支援のため、円滑な資金仲介が求められている。また、金融リスクの増大・多様化・複雑化や金融資産の蓄積、高齢化の進展等に伴い企業・家計の金融ニーズが多様化・高度化しており、金融機関には、伝統的な金融仲介に加え、情報提供、高度なリスク管理等の役割が期待されている。このような中、企業の金融機関借入のウェイトが低下し、資本市場からの調達が増えている。また情報・通信技術の急速な進歩は、利用者ニーズに対応した高度な金融商品・サービス提供の基盤となっている。

第2節 金融仲介機能の新たな展開

1. 伝統的な金融仲介機能の展開

(1) 金融機関の貸出は、預金者に代わって企業の将来性を見極めて信用を供与すること

に特徴があり、ニュービジネスの資金需要への対応等において大きな役割が期待される。また貸出には、柔軟な条件設定、機動的な調達、継続的な取引関係の維持等のメリットがあり、引き続き金融仲介手段の中核として重要である。伝統的な融資に高度成長期のような量的拡大や大きな利ざやを期待することは困難であるが、他方で金融機関には、デリバティブ取引、債権流動化等、情報生産・リスク管理能力を活用した新たな展開の可能性が開けている。

(2) 金融商品の提供面では、金融機関には、金利自由化に伴い、自己責任原則の下で創意工夫を生かした金融商品・サービスの提供が求められている。自由な商品開発の動きは、預金とは何かという問題を提起し、預金等の一連の多様な金融商品の取扱主体に関して金融機関に区別を設けている意義等についての検討を促している。また自由化時代には利用者にも自己責任が求められる。金融機関は商品内容の説明の充実を図っていく必要がある。

2. 債権流動化関連業務の展開

(1) 金融機関の債権流動化は、融資が情報生産機能とリスクテイク機能に分解され、市場取引を通じて、それぞれに優位性をもった金融機関・投資家の機能分担により効率的な金融仲介が行われるという金融のアンバンドリングの一例である。債権流動化は信用リスクの分散やALM管理等の新たなリスク管理手法になりうること等から、今後我が国においても進展する可能性がある。

(2) 企業による売掛債権流動化等の資産担保型金融は、企業から分離した資産を裏付けとすることで投資家の信認を高めて有利な資金調達を行うための手段や、リスク管理手段として利用されている。企業の債権流動化に関し、金融機関には流動化の各段階における積極的な関与が期待されている。

3. デリバティブ取引の展開

(1) デリバティブ取引は、金融機関や企業のリスク管理手段として広く利用され、経営の安定化、金融仲介手段の高度化に寄与している。金融機関は顧客のニーズに応じたデリバティブ商品を提供し、社会的に最適なリスクシェアリングの実現に貢献しているが、このような対顧客業務も、情報生産を基礎としてリスク負担を行い、顧客間の需給の調整を行う点では従来からの金融仲介と同質的であり、伝統的な金融機関業務の延長と言える面がある。

(2) デリバティブ取引の発達は、厚みのある市場の形成や市場間の裁定の活発化により金利決定メカニズムの円滑化・効率化を促進している。更に、長期金融と短期金融の実態的な融合の一層の促進や、銀行・証券会社の直面するリスクの一層の類似化をもたらしている。

(3) デリバティブ取引も、そのリスクの種類、性格において伝統的金融商品と変わることはなく、危険性を強調するあまり取引を過度に規制することは適切ではない。ただリスクが複雑で管理が難しいこと等から、金融機関はリスク管理能力を高めるとともに

自己の能力に見合った取引を行う必要がある。また、ディスクロージャーや会計基準についても検討を行い、市場のチェック機能が働く環境を整備する必要がある。顧客も、商品のリスク等を十分に理解し自己責任原則に基づいて取引を行う必要がある。

第3節 國際的觀点を踏まえた金融基盤整備の必要性

「東京市場の空洞化」を懸念する声があるが、市場の担い手である金融機関についても国際競争力の低下を懸念する声がある。我が国金融機関が国際競争力のある高度な金融サービスを提供し、利用者ニーズに的確に応えるとともに、今後の我が国経済を支える産業の重要な一部門として発展を続けていくためには、各金融機関の自助努力、創意工夫が基本であるが、行政においても、金融機関の自由な選択に基づく経済社会の多様な金融ニーズへの対応を可能とする金融基盤の整備を行っていく必要がある。

第4節 市場を通じた金融機関の機能分担

(1) 広範な金融ニーズに対しどのような取り組みを行うかは各金融機関自らが判断すべき事項である。各金融機関の自由な経営選択を可能とする金融の枠組みを整備し、多様な金融機関の市場を通じた機能分担により全体として広範な金融ニーズに的確に対応できる金融システムの構築を図る必要がある。

(2) 地域金融に力点を置く金融機関の顧客は資本市場の利用が限られている中堅・中小企業が中心であり、伝統的な融資へのニ

ズは引き続き強い。また、地元企業の海外展開の支援やニュービジネスの育成等に関しても大きな役割が期待されている。さらに地域の金融ニーズの多様化・高度化に対し、総合的なサービスを提供するためには業務提携や代理等の活用も検討する必要がある。リスク管理や顧客ニーズへの対応等の必要から債権流動化業務やデリバティブ取引を行う際には、自らのリスク負担能力に見合った対応を行う必要がある。その際、協同組織金融機関については系統中央機関による支援も考えられる。

(3) 金融制度の觀点からは金融機関が幅広い選択肢の中から経営戦略に合った組織を自由に選べることが望ましい。これに関し金融持株会社は、多様な金融サービス提供を可能にしつつリスクの相互遮断や利益相反の防止が図りやすい等のメリットがある。規制緩和推進計画に基づく公正取引委員会の検討状況も見極めつつ金融制度調査会においても議論を深めていく必要がある。

第2章 デリバティブ取引への対応

第1節 デリバティブ取引拡大の背景等

第2節 デリバティブ取引に対する基本的考え方

第3節 リスク管理の在り方

第4節 デリバティブ取引の限度額等の在り方

第5節 派生商品の取扱範囲の在り方

第6節 デリバティブ取引のディスクロージャーの在り方

第7節 金融商品の会計基準の在り方

第3章 債権流動化への対応

第1節 新しい金融仲介の仕組みとしての債権流動化

第2節 債権流動化の現状

第3節 債権流動化手法の多様化について

第1項 債権流動化ニーズの増大

第2項 債権流動化手法の多様化の必要性

第4節 債権流動化の新たな手法としてのABS

1. ABS導入による我が国債権流動化市場の充実
2. ABSにおいて金融機関に期待される役割

第5節 ABS導入のために必要な環境整備

1. ABSの投資家保護の在り方
2. ABS導入に当たっての検討課題

◆預金を考える懇談会の報告書について

預金を考える懇談会（金融制度調査会会長の私的勉強会）は、5月29日、報告書を発表した。概要是以下のとおり。

1. 「預金を考える」ことの今日的意義

(1) 新たな局面を迎えた預金

預資金利自由化措置の完了、金融制度改革の実施、通信・情報処理技術の進展、デリバティブ取引の拡大等により、預金の商品設計の自由度が拡大している。

(2) 預金の商品設計をめぐる環境の透明化

預金の商品設計の自由度が拡大した現時点において、預金として最小限求められる性質を明確にし、預金の商品

設計を巡る環境の透明性を高めることにより、その多様化を促進する必要がある。

(3) 信頼低下の連鎖反応

預金は、一金融機関の預金に対する信頼の低下が預金全般に対する信頼低下にまで連鎖的に拡大するというリスクを内包している。預金がその役割を十分に發揮するために、預金に対する信頼の低下を引き起こしかねないような問題の発生を防止するための検討が求められる。

(4) 預金をめぐる金融機関の競争

金融自由化は競争原理の活用により利用者利便の向上を図るものであり、金融自由化が実践の局面に転換しつつある現段階においては、適切な競争を促進するための環境整備を行う必要が生じている。

2. 預金の商品性及び他商品との関係

(1) 預金であることの意義

出資法・銀行法等により、預金の受入れは金融機関に限定されており、金融機関経営の健全性を確保するための方策や検査・監督体制、預金保険制度、安全性・利便性の高い決済ネットワークというインフラストラクチャが整備されている。こうしたことから、預金については、元本保証があるという国民のコンセンサスが形成されている。

こうした国民のコンセンサスとその背景にある預金のインフラストラクチュ

アを前提とすれば、当面、金融機関は、その受け入れる預金の商品設計にあたり、元本を保証するという前提を維持すべきであると考えられる。

(2) 多様な預金の提供のために

以上の整理の下で、預金の商品設計に関しては、民法・刑法等の一般法令や他商品の商品性を定めた法令に抵触する場合を別として、金融機関の自己責任に基づく創意工夫により、一層多様な預金が提供されることが期待される。

新しい預金の発売に際して、行政当局が現在、金融機関に求めている「届出」についても、当局による新商品の状況把握が不十分となる恐れはあるものの、金融自由化の趣旨を広く徹底する象徴として、この際、これを廃止することも検討されるべきである。

金融機関に対しては、商品内容について、分かりやすい情報提供、メリットとデメリットの双方に関する情報の公正な提供を行うことを要望する。

(3) 他商品との関係

預金と他の金融商品の多様化により、金融商品相互間の連続性が一層高まり、利用者の幅広いニーズに切れ目なく対応した金融商品が提供されることが期待される。

金融商品相互間の連続性が一層高まっていくなかでは、利用者が金融商品の基本的な内容を誤解することのないよう、商品の性格に応じた情報提供

が行われることが必要である。特に、金融商品の安全性に関する利用者の関心に高さを考えれば、預金保険の対象となる金融商品が明示されることが重要である。

3. 預金に対する国民の信頼確保

(1) 信頼に基づく経済活動のライフラインとしての預金

預金は国民から信頼されることによって、国民に対していわば経済活動のライフラインの一つを提供している。預金が期待される役割を十分に發揮するためには、金融機関の共通商品である預金に対する国民の信頼を確保することが不可欠である。

(2) 預金に対する国民の信頼確保のための環境整備

国民の預金に対する信頼を確保するためには、金融機関のリスク管理能力の向上促進、金融機関の自助努力を促進する一つの方策としてのディスクロージャーの拡充が重要である。また、預金保険制度の機能多様化等につき議論が深められることを期待する。

(3) 信用組合問題をめぐる議論

今般の2信用組合の破綻処理を巡る議論は、預金を考えるに際して重要な論点を含むものであり、信用組合一般についての問題を預金を考える一つの例題として議論を行った。

信用組合については、協同組織金融機関としての実態に則したディスクロー

ジャー、協同組織性の理念についての再検討、都道府県の検査・監督のレベルアップが必要である。

4. 金融機関間の競争促進に向けて

(1) 金利と様々なサービスによる競争

預金金利自由化措置の完了後、預金を巡る非金利サービスの多様化が進展しており、これを大別すれば、決済サービスのように金融機関なればこそ提供しうるサービス（金融サービス）と、景品の提供のように企業一般が行っているサービス（非金融サービス）に区分できる。

金融サービスについては、貯蓄預金を例にとると決済サービスと金利の組合せによる多元的な商品開発の端緒がみられる。金融機関は、技術フロンティアの拡大を最大限に活用して、より効果的かつ安全な決済サービスを始めとする多様な金融サービスの提供に取り組むことが期待され、「電子財布」についても、プライバシー保護にも留意しつつ、積極的に検討を行うことが望まれる。

預金に係る競争における懸賞を始めとする景品の役割は、販売促進活動の一つと位置付けられる。景品を用いた競争は、低金利局面の中で金利面での競争に自ずと限界があり、預金金利の自由化措置の完了直後において金融サービスの面における本来の競争が本

格化していない状況にあっては、競争促進の観点から一石を投ずる効果があるとみるべき面がある。しかし、景品が預金者の心理やその商品選択に過度の影響を与えるれば、公正な金利競争等を阻害するという問題があろう。

こうした景品を用いた競争については、預金市場が、自由金利と多様なサービスの下で健全に発展するにつれ、その評価・位置付けが自然と定まっていくものと考えられる。

(2) 競争促進に向けて

金融機関及び行政当局は、規制金利時代の意識から早急に脱却することが必要であり、こうした観点から、競争制限的な機能を有している慣行や通達の見直しが求められる。

預金者が、金融機関や金融商品を比較した上で選択を行うため、手数料を含めた必要な情報を金融機関が積極的に提供することが望ましい。

◆保険業法の改正について

5月31日、参議院本会議において、保険業法の改正案が可決され、成立した。主な改正点は、子会社方式による生損保相互参入、健全性維持のための指標（いわゆる自己資本比率＝ソルベンシー・マージン基準）の導入、保険契約者保護基金の創設を含む経営危機対応制度の導入等（6月7日公布）。

◆現行金利一覧

(7年6月15日現在) (単位 年%)

	金	利	実施時期()	内 前回水準
公定歩合				
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	1.0		7. 4.14 (1.75)	
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	1.25		7. 4.14 (2.0)	
短期プライムレート	2.375		7. 4.25 (2.75)	
長期プライムレート	3.1		7. 6.14 (3.6)	
政府系金融機関の貸付基準金利				
・日本開発銀行	3.65		7. 6. 7 (3.85)	
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.65		7. 6. 7 (3.85)	
・住宅金融公庫	3.80		7. 5. 8 (4.05)	
資金運用部預託金利 (期間3年～5年) (期間5年～7年) (期間7年以上)	3.55 3.60 3.65		7. 6. 7 (3.75) 7. 6. 7 (3.80) 7. 6. 7 (3.85)	

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(7年6月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国 債(10年)	応募者利回り(%)	3.230	3.524
	表面利率(%)	3.4	3.6
	発行価格(円)	101.28	100.56
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	3.122	4.176
	同税引後(%)	2.516	3.345
	発行価格(円)	85.75	81.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	0.876	1.503
	割引率(%)	0.875	1.5
	発行価格(円)	99.8562	99.7534
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	3.400	3.668
	表面利率(%)	3.4	3.6
	発行価格(円)	100.00	99.50
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	3.413	3.682
	表面利率(%)	3.4	3.6
	発行価格(円)	99.90	99.40
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	1.600	2.200
	表面利率(%)	1.6	2.2
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	2.200	2.700
	表面利率(%)	2.2	2.7
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	1.030	1.224
	同税引後(%)	0.847	1.010
	割引率(%)	1.01	1.20
	発行価格(円)	98.98	98.79
	発行条件	〈6月後半債〉	〈6月前半債〉

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、3月28日開催の同委員会議事録を公開

3月28日に開催された連邦公開市場委員会(FOMC)の議事録が5月26日に公開された。要点は以下のとおり。

米国の景気は、昨年来の金融引き締め効果により、個人消費・住宅投資を中心に拡大ペースがスローダウンしつつあり、在庫調整も既に始まっているとみられる。しかし、全体としては引き続き前向きの拡大モーメンタムが維持されているので、調整圧力は軽微なものにとどまるとみられる。また、最近の長期金利の低下が95年後半から96年にかけて、金利感応度の高い部門の支出を下支えする可能性もある。

需要項目別では、住宅投資は減速が明確化している。また、個人消費も自動車販売の低迷から減速しているが、これが一時的な現象であるか否かは判断し難い。設備投資は過去2年間極めて高い伸びを続けてきたが、今後はさすがにスローダウンしてくるとみられる。もっとも、労働需給の逼迫、高水準の稼働率および低い資金調達コストを勘案すれば、当面設備投資は最終需要を下支えすると考えられる。外需はメキシコ情勢等の不透明要因があるが、ドル安や海外所得の増加を反映して当面景気にはプラスに寄与することが期待される。

物価面をみると、原材料価格の上昇にもかかわらず、消費者物価は落ち着いている。これは、数年来の省力化投資の成果とみられるが、原材料や中間財から最終財への価格転嫁にはラグがあること、ドル安がインフレ圧力を高める可能性を考慮すると、目先数か月はインフレ率が高まってこよう。

以上のような景気判断を踏まえて、全委員は、
 ①現状の金融調節スタンスを維持すること、
 ②先行きの政策変更の余地については引き締め方向へのバイアスを付すこと、で合意した。

◆欧州各国中央銀行、政策金利を変更

フランス銀行は、6月22日、オーバーナイト物現先オペ（オペ金利7.75%）を停止するとともに、3月8日以来停止していた5～10日物現先オペ（オペ金利7.50%）を再導入する旨発表（即日実施）。

このほか、欧州各国の中央銀行は、以下のとおり政策金利を変更（（ ）内は実施日）。

イタリア銀行 （5月29日）

公定歩合	8.25% → 9.00%
高率適用金利	9.75% → 10.50%

オランダ銀行 （6月9日）

債券担保貸付金利	4.00% → 3.75%
----------	---------------

ベルギー国立銀行 (5月15日)(6月9日)

高率適用金利 9.00% → → 8.75%

中 心 金 利 4.75% → 4.50% →

限度内貸出金利 6.25% → 6.00% → 5.75%

◆ロシア中央銀行、公定歩合を引き下げ

ロシア中央銀行は、6月20日、公定歩合を195%から180%に引き下げる決を決定した(即日実施)。

◆フィリピン中央銀行、預金準備率を引き下げ

フィリピン中央銀行は、4月26日、商業銀行等金融機関に対する預金準備率を2%引き下げる(17%→15%)旨発表した(5月31日実施)。

今回の預金準備率引き下げについて、同中央銀行では、ペソ相場および消費者物価が落ち着いた動きを示している状況下、市中金利の低下を促し、景気拡大をさらに確固たるものにする観点から実施したものとしている。